

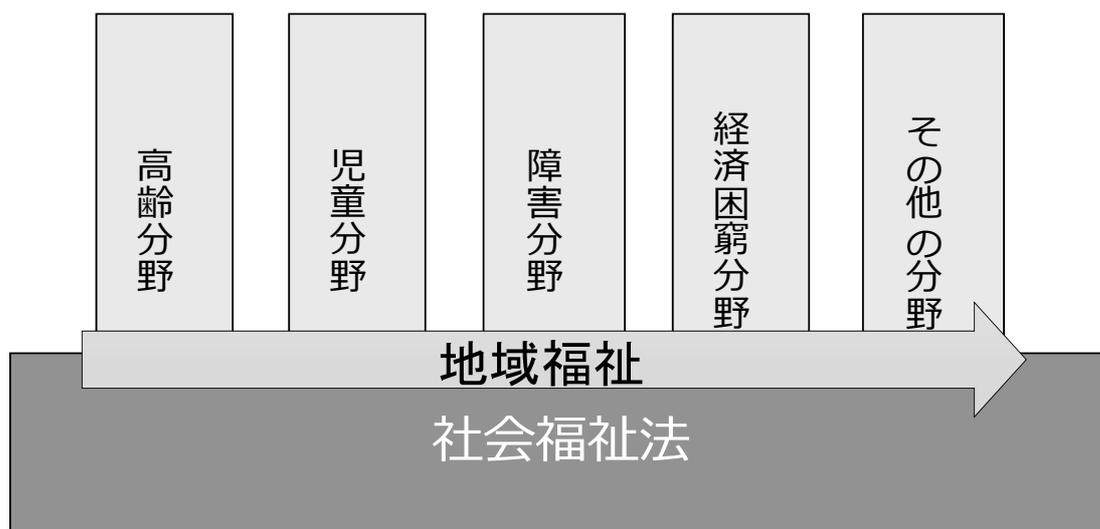
# 豊岡市地域福祉計画



地域福祉推進委員会

## 地域福祉は、分野を横断した土台

2000年に社会福祉法が改正され、地域福祉という考え方が法的に位置づけられました。地域福祉は、一分野ではなく、分野を横断した考え方であり、実践。



# 社会福祉法における地域福祉

社会福祉法 第1条  
「この法律は、地域福祉の推進を目指します」

社会福祉法 第4条  
「誰もが地域で役割を持って暮らせるように、みんなで協力して地域福祉を進めてください」

社会福祉法 第109条  
「**社会福祉協議会**は、地域福祉の推進を中心になって進める市町村で唯一の機関です」

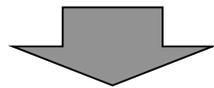
社会福祉法第107条  
「市町村は、こうした意味での地域福祉を推進していくための計画を策定してください（**地域福祉計画**）」

## 地域福祉の推進 ～何を推進するのか～

### 地域福祉とは

住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、みずからの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、家族及びまちの一員として、生活できるような地域社会を地域住民、社会福祉関係者が協働で作りに出していくこと。

# 地域福祉計画は 豊岡の福祉の土台



高齢者でも、障がいがあっても、子育てしている人も、子どもも、すべての人がつながりの中で暮らしていけるような「土台」作りが地域福祉計画

## 豊岡市地域福祉計画について

【基本理念】

一人ひとりがつながり  
ともに創る安心な地域 豊岡

~いのちの共感に満ちた  
福祉のまちづくりに向けて~

地域福祉計画について

H19年度～H28年度

豊岡市地域福祉計画

市が進める

第1期:H22～H24年度  
第2期:H25～H28年度

豊岡市地域福祉推進計画

社協が進める

H29年度～H33年度

新・豊岡市地域福祉計画

豊岡市と豊岡市社協が協力して、地域福祉・地域づくりを進めるために一体的に策定

一致団結

新・豊岡市地域福祉計画

地域福祉(地域づくり)の推進を今後5年間(H33年度まで)実行していく大きな柱となるものです！！

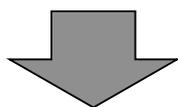
基本理念を進めるために「2本の柱」を明確化

【基本目標①】

**住民の主体的な地域づくり**

【基本目標②】

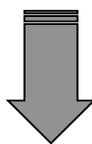
**総合的な相談・支援体制づくり**



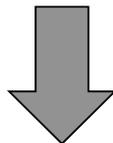
理念を進めるために、地域づくり・相談支援  
を行う上での2つの姿勢(考え方)

**住民の主体的な地域づくり**

地域における住民主体の課題解決



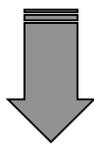
課題を解決するための「**地域づくり**」



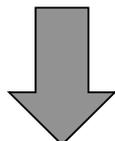
住民の皆さんが地域課題を皆さん自身で解決  
する・取り組んで行く(主体性)ための土台を市  
として一緒につくっていくこと。

## 総合的な相談・支援体制づくり

包括的・総合的な相談支援体制の確立



専門職が協力する「バックアップ体制」



住民の皆さんが、住民活動を通じて困ったこと、課題になっていること等について、市や社協等それぞれの専門職が解決に向けて協力していくこと。

それぞれの柱がバラバラでは無く…

住民の主体的な地域づくり



総合的な相談・支援体制づくり

連携・協働

地域での営み(生活)を支えること

# 「地域共生社会」(1億総活躍社会の基本コンセプト)の実現へ

## 豊岡市地域福祉計画

～一人ひとりがつながりともに創る 安心な地域 豊岡～

### 【地域共生社会】

目標: 地域住民それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく生活できる地域づくり

※地域に暮らす誰もが、支え手や受け手として分け隔てられるのではなく、同じ地域に暮らす主体として重んじられ、生きがいを持って地域を共に創っていく。専門職はその地域づくりをサポートし、専門的な相談を持って解決していく。

★基本目標①「住民の主体的な地域づくり」、基本目標②「総合的な相談・支援づくり」が目指す姿

### 地域福祉計画の全体像(地域共生社会の姿)

豊岡版

